

平成 18 年 3 月 10 日

各 位

株式会社 近畿大阪銀行

法令等遵守態勢の整備・確立等に関する業務改善命令について

昨年 11 月に公表いたしました当社における不祥事件の発生を受け、当社の法令等遵守態勢の整備・確立等に関し、内部管理態勢に問題があったとして、本日近畿財務局より業務改善命令を受けました。

日頃から当社を信頼し、お取引いただいておりますお客さま、また関係する皆さまにご心配をおかけいたしますことに、心からお詫び申し上げます。

当社では、平成 16 年 5 月に甲東園支店（現在出張所）における ATM の現金横領事故を契機に、すでに業務改善命令を受け、改善策を策定し法令等遵守態勢の確立に取り組んでまいりました。しかしながら、今般の不祥事件の発生防止、早期発見に至らず、再度の業務改善命令を受けたことは、改善策の実効性が確保されず、法令等遵守の重要性が組織の末端まで浸透していなかったものであります。あらためて深く反省するとともに、今後、不祥事件を発生させない管理体制の再整備と、全社員の法令等遵守意識の浸透を図るため引き続き、下記の改善事項に取り組んでまいります。

記

1. 業務改善命令の内容

(1) 平成 16 年 5 月 28 日付業務改善命令を受けて策定された改善策が依然としてその実効性を確保できなかったことを踏まえ、法令等遵守態勢を確立し健全な業務運営を確保するため、以下の観点から内部管理態勢を充実・強化すること。

法令等遵守に係る経営姿勢の明確化（責任の所在の明確化を含む）

本部の機能強化による全行的な法令等遵守意識の徹底

営業店における厳正な事務処理の徹底による牽制機能の強化

本部監査手法の見直しによる監査機能の充実・強化

(2) 上記 (1) に関する改善計画を平成 18 年 4 月 10 日までに提出し、以後、改善計画の実施完了までの間、その実施状況を 3 ヶ月ごとに報告すること。

2. 今後の対応

今回指摘された上記改善事項を踏まえ、以下の取組みを含む新たな業務改善計画を策定し、経営陣の十分な関与のもと着実に計画を実施してまいります。

法令等遵守に係る経営姿勢の明確化

経営陣自らが社員に対する法令等遵守の啓発に引続き取組むとともに、業務改善計画の実施状況については取締役会・経営会議に対して適宜報告を行い、改善策の全社員への浸透状況を適切に把握してまいります。

本部の機能強化による全行的な法令等遵守意識の徹底

コンプライアンス研修の継続実施や、本部による営業店臨店等によるモニタリングの強化、内部管理を重視した業績評価体系への変更など、ルール違反を許さない風土づくりに徹底して取組んでまいります。

営業店における厳正な事務処理の徹底による牽制機能の強化

不祥事件の手口を踏まえ、渉外担当者とお客さま・内部事務担当者との現金等の授受の厳格化、モバイル端末の導入など、社内ルールを一層厳格なものに見直すとともに、関連する自店検査の強化にも取組んでまいります。

本部監査手法の見直しによる監査機能の充実・強化

営業店の監査手法に不祥事件防止の観点から動態面の検証項目をさらに採り入れるとともに、内部監査結果を踏まえた営業店ならびに業務所管本部への改善勧告や提言の充実を図ってまいります。また、不祥事件を契機に見直しを行ったルールの遵守状況や実効性についても検証を行ってまいります。

以 上